

# 議会運営委員会行政視察報告

議会運営委員長 渡辺 仁

- 【視察日程】 平成 27 年 11 月 5 日（木）～6 日（金）
- 【視察委員】 渡辺仁委員長、小山進副委員長、田辺新委員、佐藤耕一委員、古泉幸一委員、吉田孝志委員、皆川英二委員、五十嵐完二委員、飯塚孝子委員、南まゆみ委員、山際務委員、串田修平委員、竹内功委員
- 【視察地】 大阪府堺市、三重県四日市
- 【調査事項】 議会運営全般について  
議会インターネット中継について  
議員間討議について

## ○大阪府堺市

### はじめに

堺市は、平成 8 年 4 月、中核市に移行し、平成 17 年 2 月、隣接する見原町と合併、さらに、平成 18 年 4 月に全国で 15 番目の政令指定都市に移行し、新たなまちづくりを展開している。一般会計予算規模は 3,712 億円となっている。面積は 149.82 km<sup>2</sup>で、平成 27 年 1 月 1 日時点の推計人口は 839,624 人、世帯数は 354,044 世帯で、行政区は 7 区制、議員数は 48 人（条例定数）である。以下、新潟市議会との違う点を中心に掲載する。

### 1 議会運営全般について

#### (1) 会期中の日程について

初日の本会議での提案理由説明は同じであるが、2・3・4 日目は本会議で大綱質疑、委員会に付託。各常任委員会を 2 委員会ずつ同時開催し 3 日間で終わる。最終日の本会議は本市同様（委員長報告・討論・採決）。

#### (2) 質疑について

大綱質疑は初日の本会議提出案件に対する質疑及び一般質問をいう。議案質疑の充実を図ることを目的に、5 月・11 月定例会の本会議において、議案質疑の場を特化して設ける。

通告について、質疑者は 2 日目の議会運営委員会で通告し、質疑項目はそれぞれ発言日の 4 日前の午後 5 時までに通告する。発言時間は会派制であり、40 分×会派構成議員数以内（答



弁時間も含む) 発言者数の制限はない。会派に属さない議員は、1人40分以内(答弁時間も含む) 発言回数制限もなし。本会議での質疑・質問を「一括質疑・一括答弁方式」「一問一答方式」「2回目以降の一問一答方式」選択制とする。発言順序は、大会派順とし2回目以降繰り返す扱いとする。発言場所は、1回目登壇し、2回目以降自席で行う。一般質問については、平成21年2月定例会より、大綱質疑に含まれる扱い。

(3) 討論は、会派においては会派を代表して1人が行う。発言時間は20分以内。

(4) 常任委員会の議事運営について(常任委員会は6委員会あり)

委員会審査日程は委員会室2室を使用し、1日目:市民人権委員会、産業環境委員会、2日目:建設委員会、文教委員会、3日目:総務財政委員会、健康福祉委員会と1日で同時に2常任委員会を開催し、3日間で全常任委員会を行う。このため議員は、自身の所属委員会の他に、4つの委員会を傍聴できる。時間は午前10時から午後5時か6時までの1日で終了している。また、所管担当課長や職員の外に、付託議案がなくても所管担当課長は全員が委員会に出席している。出席者全員が着席できるよう委員会室の面積は大きく取られている。審査方法は一括議題とし、常任委員会の所管事務に関する一般質問は付託案件がある場合はこれを議題としたときに、付託案件がない場合は委員からの申し出により、委員長が指定する場において行う。発言通告は、委員会開催の2日前の午後5時までに質疑事項を通告するよう努力する。発言時間は一般議案・請願・陳情ごとに1人30分以内(答弁時間を含まない) 質疑は一問一答方式で行われている。討論は各会派を代表して1人行う。委員外議員の発言は付託案件に対する質疑に限る(運用は弾力的に取り扱う) 委員会開催日の2日前の午後5時までに質疑事項を通告し、発言時間は1人15分以内(答弁時間を含まない) 発言は、発言席で行っている。

(5) 予算2月定例会・決算8月定例会の審査方法について

2月・8月定例会において、4日日本会議終了後に特別委員会[全体会議.]を開催し、分科会の設置、分科会委員の選任を行う。6常任委員会単位に6分科会が設置され、分科会の正副会長と言い、当該常任委員会の正副委員長が就任する。分科会質疑は、1人30分以内で答弁は含まない。通告等の扱いは常任委員会と同じ。総括質疑は会派持ち時間制とし、発言時間は13分×会派構成員数以内で答弁時間を含まない。各会派の持ち時間内であれば、各会派で複数の質疑者の発言が可能で、委員会の概ね2日前に開催される理事会で発言者を通告。質疑事項は、理事会開催日の午後5時までに通告する扱い。討論については、常任委員会と同じで会派を代表して行えるが、発言時間は1人30分以内、理事会で通告する。付託議案に対する所管事務説明については、2日前までに委員が常任委員長に申し出て、委員の過半数の同意を得られたら実施する。スムーズに議事を進行するため、通告して発言するのが申し合わせとなっているので、必要なくなる場合もあるかも知れないが通告しておく。執行部の答弁が総括を考慮していないような答弁の場合は、急遽委員会の中で緊急動議と挙手する。基本的にはこのルールで実施している。

(6) 請願・陳情の提出期限については、各定例会の開会日の前15日までに提出されたもの

としている。陳情は、委員会審査において質問・意見のみで可否は諮らない。

(7) 傍聴については、本会議の、一般傍聴定員は 80 人、親子室、車椅子スペースもある。常任・特別委員会は、傍聴定員 10 人、モニター傍聴定員 40 人、議会運営委員会の傍聴定員は 5 人である。

## 2 議会インターネット中継について

堺市議会の本会議中継は、平成 16 年に庁舎移動に伴い庁内テレビ放送を開始し、平成 23 年からインターネット中継（生・中継）を導入。委員会のインターネット中継は、常任委員会と特別委員会を対象に平成 25 年 8 月定例会から導入され、2 つの委員会室にカメラ 3 台を設置、委員長席・議員発言席・理事長席を撮影する。中継画面には議事の状況又は、発言者の役職名若しくは指名等テロップで挿入している。開議時刻から閉議時刻まで生中継するとともに、会議の翌日から起算して概ね 3 日後（休会を含まない）から、会期毎に会期終了日から 1 年が経過する日まで録画中継を堺市議会のホームページで配信。本会議大綱質疑の録画映像については、原則として発言議員毎に編集した映像としている。（議員からの申し出により DVD・ブルーレイディスクへのダビング対応が可能）本会議場内には 150 インチの大型スクリーンを 2 箇所を設置しており、発言者が映される。議会中継は公式記録として取り扱わないものとし、更に著作権は堺市に帰属し、その旨をホームページ上に明示している。議会運営委員会は中継を実施しておらず中継や配信を開始するためには、もう 1 系統機器の整備が必要である。

契約金額 委員会室カメラ映像システム設置工事：1249 万 5 千円（税込）

インターネット中継業務（本会議・委員会）：1489 万 9500 円（税込）は、平成 25 年 7 月から平成 30 年 1 月までの総額の債務負担で年約 350 万円支払

## 3 議員間討議について

常任委員会と予算決算特別委員会において、試行中であるが中々活性化したことはない。議員提出議案や請願等の反対や賛成を問ひ質すしかないものはあまり議員間討議に適さないのではないかとこの回答であった。

## 4 所見

今回、堺市議会視察の最大目的、テーマは、議会のインターネット中継についてであり、本市が設置に向けた協議開始の参考にどう生かすかということだと思った。映像システムの設置により何と云っても市民の皆さんにとっては、インターネットで配信され、生中継を観られなくても録画中継



で議会内容が確認できることや大型スクリーンの設置、テロップの挿入で非常に分かり易い工夫がされており、大いに参考になると思った。次の視察テーマは、委員会審査において、申し合わせにより質問通告制を導入していることや6常任委員会審査を各2常任委員会ずつ1日で終了することで、各議員が自分の担当委員会以外の5常任委員会を傍聴でき議員自身が市政の現状全般を把握しやすいことや付託された議案に対し、議員が事前準備を丁寧にする必要があると思う。各議員は、より議会審査について緊張感を持ち向き合うことが求められる。これらの取組みが、議会全体の活性化に繋がっているものと思った。議会改革の取組み手法は各市において様々であると思うが、新潟市議会にとって最も適した方法について活発な議論を重ねて行く必要があると思った。

## ○三重県四日市市

### 四日市市議会の改革について

#### 1 議会の活性化

##### (1) 議案聴取会の実施（平成9年度～）

議会期間初日1週間前の議会運営委員会開催日から議会期間初日の前日までの間に、全議員を対象とした議案聴取会、および各常任委員会別の議案聴取会の開催。

##### (2) 市外郭団体審議会（平成10年度～）

市が100%出資の外郭団体に、議員が役員として参画することは好ましくないとの意見集約がなされ、全ての団体から役員を引き上げたのを機に設置。当初は6団体(開発公社・土地開発公社・都市整備公社・国際交流協会・文化振興財団・霞ヶ浦振興公社)全ての事業報告を受けていたが、土地開発公社のみを扱い、他団体については所管の常任委員会で報告(平成13年度～)。その後、平成20年度に文化振興財団、国際交流協会、都市整備公社及び霞ヶ浦振興公社の4つを統合し設立された財団法人まちづくり振興事業団についても対象とした(平成21年度～)。

##### (3) 市政活性化推進等議員懇談会（市活懇・平成12年度設置）

市行政を取り巻く様々な課題について、執行部を交えず、議員だけで自主的に意見交換、情報交換を行う場として設置。議員が提出を予定している議案(主に条例議案)について、事前に議員間の調整を行う場としても活用。(以下は、取り上げた項目)

○地方分権の推進における地方議会について

○地方自治法第96条第2項について

○市長専決処分事項の指定について

○議員提案による条例案について

##### (4) 議員政策研究会（平成17年度設置）

全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政に関する様々な課題に対して共通認識の醸成をはかり、政策立案機能のさらなる向上に資するため市政活性化推進等議員懇談会の発展的組織として設置。

- ・議会基本条例分科会（定員20人）と市民協働促進条例分科会（定員18人）  
2分科会を設置(平成21年度～22年度)
- ・総合交通政策分科会(定員25人)  
分科会を設置(平成23年度～24年6月)
- ・議会改革分科会(定員31人)  
分科会を設置(平成23年度～26年度)
- ・産業振興に関する分科会(定員12人)  
分科会を設置(平成24年度)
- ・四日市公害分科会（定員12人）とスポーツ政策分科会  
分科会を設置（平成24年度～26年度）
- ・人権施策推進分科会（定員16人）  
分科会を設置（平成25年度～26年度）
- ・既存集落の維持に向けた市街化調整区域の規制緩和を目指す分科会（定員18人）  
分科会を設置（平成26年度）

(5) 議会活性化検討会（平成12年度設置）

議長から議会の改革事項の検討について諮問され、答申を行う。平成12年度に各会派から議会運営委員会の選出区分に応じた委員が選出され設置。答申に基づき、従来の1日4委員会同時開催を、日程の許すかぎり1日2委員会開催に改善し、検討を終了した（平成13年3月定例会）。平成26年度に副議長をキャップとして各会派から参加を募り・議会をより活性化していくための方策を検討するために設置（平成26年4月～）。

(6) 正副議長選挙における立候補制の導入（平成12年5月臨時会～）

四日市市議会正副議長選出に関する内規を作成(平成13年5月)。

四日市市議会役員選考委員会設置要綱を制定(平成21年4月)。

所信表明に対する質疑を行うことを可とした(平成22年5月～)。

(7) 一般質問の時間制限の緩和（平成12年6月定例会～）

議員1人あたり20分として、各会派に所属議員の人数分を割り振っていた一般質問の時間を、1人あたり30分に増やすとともに、一般質問の日程は、3日から4日とした。

(8) 地方自治法第96条第2項の活用（平成13年3月定例会可決）

地方自治法第96条第2項の活用を検討し、5つの法に基づく計画を議決事件とする条例を議員提案により制定した総合計画の基本計画について議決事件とすることとした(平成22年9月定例会可決)。議会基本条例の制定にあたり、以上の議決事件の拡大については、議会基本条例において規定することとした(平成23年5月1日)。地方自治法改正に伴い、総合計画の基本構想についても議決事件とすることとした(平成23年6月定例会可決)。

(9) 議員提案による政策条例制定改正への取り組み(12件)

○四日市市情報公開条例の全部改正について（改正あり）

（平成12年9月定例会可決、提案者 全議員）

- 四日市市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について（改正あり）  
（平成13年3月定例会可決、提案者 議会運営委員）
- ※四日市市議会基本条例の制定に伴い、廃止
- 市長専決処分事項の指定についての一部改正について  
（平成13年3月定例会可決、提案者 議会運営委員）
- 四日市市安全なまちづくり条例の制定について  
（平成13年12月定例会可決、提案者 各派代表者）
- 議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の制定について（改正あり）  
（平成14年3月定例会可決、提案者 各派代表者等）
- 四日市市文化振興条例の制定について  
（平成14年6月定例会可決、提案者 各派代表者等）
- 四日市市市民自治基本条例(理念条例)の制定について（改正あり）  
（平成17年1月臨時会可決、提案者 市政活性化推進等議員懇談会小委員会委員）
- 四日市市議会における参考人の実費弁償に関する条例の制定について  
（平成24年2月定例会可決、提案者 各派代表者）
- 四日市市観光大使設置条例の制定について  
（平成24年8月定例会可決、提案者 各派代表者等）
- 四日市市市民協働促進条例の制定について  
（平成26年11月定例会可決、提案者 各派代表者）
- 四日市市開発許可等に関する条例の一部改正について  
（平成27年2月定例会可決、提案者 議員政策研究会既存集落の維持に向けた市街化調整区域の規制緩和を目指す分科会の正副分科会長及び議員政策研究会幹事）
- (10) 予算・決算議案の審査方法
- 予算特別委員会を設置し、それまで所管の各常任委員会に分割付託していた当初予算議案を一括付託したが、各常任委員会で所管事務調査として議論された。全議員の約半数を委員とし、残りの議員を委員外議員とした(平成15年度)。
- 予算特別委員会を設置。全議員の約半数を委員とし、残りの議員を委員外議員としたが、各常任委員会で所管事務調査として議論された。委員外議員の発言は文書による通告制を採用した(平成16年度)。
- 予算特別委員会を設置。全議員を委員とし、分科会方式を採用した。各分科会で採決まで行い、全体会で審査する議案は、①附帯決議を付すべきと決したもの、②修正すべきと決したもの、③否決すべきと決したものとした(平成17年度)。
- 所管する常任委員会に分割付託した(平成18年度)。
- 予算特別委員会及び決算特別委員会を設置。全議員から正副議長及び監査委員の計4人を除いた32人の半数の16人を、予算・決算それぞれの特別委員会委員とした。補正予算議案も予算特別委員会の審査対象とした。決算審査についても、それまで所管の各常任委員会に分割付託していた議案を一括付託した(平成19年度)。
- 予算特別委員会及び決算特別委員会を設置。前年度同様、全議員から正副議長及び監査委員の計4人を除いた32人の半数の16人を、予算・決算それぞれの特別委員会の委員とした

が、原則的に前年度に決算の委員は予算に、予算の委員は決算に所属することとした。補正予算議案も予算特別委員会の審査対象とした。決算審査についても、それまで所管の各常任委員会に分割付託していた議案を一括付託した(平成20年度)。

○予算常任委員会及び決算常任委員会を設置した。

- ・予算常任委員会 全議員(36人)のうち議長を除く35人で構成
- ・決算常任委員会 全議員(36人)のうち議長、監査委員を除く33名で構成

上記いずれの委員会も、常任委員会の所管ごとの4分科会を設置し、各分科会で審査を行い、①附帯決議を付すべきもの、②修正すべきもの、③複数の分科会に係る事項等については全体会で審査するものとした。なお、正副分科会長は常任委員会の正副委員長とした(平成21年度～)。

(11) 一問一答方式の採用、質問者席の設置(対面式) [平成17年3月定例会～]

議場を対面式に改修したことと併せ、一般質問及び議案質疑において一問一答方式で行うことも可とした。

(12) マニフェスト大賞 ※審査委員会特別賞 [平成18年度]

本市議会の議会活性化の取り組みが、第1回マニフェスト大賞(地方議会)審査委員会特別賞を受賞(平成18年11月10日)。

※これまで注目を集めることの少なかった地方自治体の首長、議員や地域主権を支える市民の活動実績を募集・表彰し発表することで、地方政治で地道な活動を積む人々に名誉を与え、更なる政策提言意欲の向上につながることを期待するもの。

(13) 通年議会 [平成23年5月開会議会～]

会期を通年とすることで、議長により速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応ができるようになった。また、常任委員会・特別委員会の活動を活発化し、より慎重な議案審査や、より専門的な調査を行うことが可能となった。

(14) 反問権 [平成23年5月開会議会～]

市職員が質問や質疑を行った議員に対して、議論を明確にしようとするために反問することができるもの。反問には、議論の明確化に加え、市職員から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める、「反論」も含まれる。

(15) 文書質問 [平成23年5月開会議会～]

議会期間中を除き、文書により執行部に対して質問を行うことができる。

(平成23年度:15件、平成24年度:6件、平成25年度:7件、平成26年度:8件)

(16) 各種委員会、審議会等への参画の見直し [平成25年5月開会議会～]

二元代表制の観点から、議員の充て職として参画していた各種委員会、審議会等(以下、審議会等)のうち法律により参画が定められている審議会等以外について、参画の見直しを行った。参画を取りやめた審議会等については、その所管する常任委員会において、必要に応じて所管事務調査を実施して、執行部から審議会等の協議内容等の報告をもらうなどで補完して、全議員間で情報共有が図られるようにする。

(17) 専門的知見の活用 [平成25年度]

四日市市議会基本条例第15条に基づき、学識経験者等の専門的な知識を有する人に、議案や本市の事務に関する調査を積極的に依頼し、その調査結果を議論に反映させる。

- ・四日市市の補助金に関する調査業務委託(受託者:金井利之氏〈東京大学大学院法学政治

学研究科教授)、調査期間：平成25年7月25日～平成25年10月4日)

(18) 政策提言 [平成25年度]

四日市市議会基本条例第28条に基づき、議員間での討議の結果、意見集約された事項について、市長等に対して政策提言を行った。

- ・本市のスポーツ振興に関する提言(平成25年10月15日)
- ・決算常任委員会所管事務調査報告書「補助金調査について」(平成26年3月26日)

(19) 各定例月議会における議案に対する意見募集 [平成26年度]

各定例月議会における議案(市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業)について取り上げ、市議会のホームページで市民の皆さんに情報提供を行い、議案に対する意見をいただき、その意見を委員会で審査される前に全議員に配付し審査の参考とする取り組みを開始(平成26年8月定例月議会～)。

(20) 第9回マニフェスト大賞において優秀成果賞を受賞 [平成26年度]

本市議会のさまざまな議会改革の取り組みに関して応募した、第9回マニフェスト大賞(※)において、四日市市議会が優秀成果賞を受賞した。

- ※マニフェスト大賞実行委員会の主催で、マニフェスト賞(首長)、マニフェスト賞(議会)・マニフェスト賞(市民)、成果賞、政策提言賞、ネット選挙・コミュニケーション戦略賞、復興支援・防災対策賞の各賞があり、1,459の団体・個人から過去最多の2,223件の応募の中、四日市市議会を含む46の団体等が優秀賞に選ばれた。

## 2 議会の透明化

(1) 議会報の充実 [昭和35年6月発行開始]

- ・質問議員名の掲載(平成11年6月定例会号～)
- ・顔写真の掲載(平成13年6月定例会号～)
- ・縦書き・右綴じから横書き・左綴じに変更(平成20年5月臨時会号～)
- ・議員個人の表決および討論等の内容の掲載(平成24年2月定例月議会号～)



(2) 委員会等の公開 [平成9年6月定例会～]

- ・常任委員会・議会運営委員会を公開
- ・特別・常任委員会の閉会中調査及び委員会協議会を公開(平成15年3月～)
- ・委員会傍聴のための入室について・従来は審査中の入室を禁止していたが、自由に入退室できるものとした(平成20年度～)。
- ・議員説明会・議案聴取会・各派代表者会議等の会議を会議規則に位置付け、それぞれの要綱で各会議の公開を明文化(平成21年4月～)

(3) 委員会室へのマイク設備、傍聴用テレビカメラの設置 [平成9年6月定例会～]

(4) 議会ホームページの開設 [平成9年12月～]

- ①議会ホームページを開設し、議員の紹介、会議録、会期日程等を掲載、代表・一般質問の録画映像を配信開始(平成18年12月～)
- ②委員会等の開催案内を掲載(平成22年4月～)



- ③本会議・正副議長立候補者の所信表明演説会等の映像を生中継・録画配信開始  
(平成23年5月～)
- ④平成24年6月定例会議会からの総務、教育民生、産業生活、都市・環境常任委員会の会議録掲載及び平成24年度以降に調査が終了した特別委員会の会議録を掲載することとした  
(平成24年11月)。
- ⑤議案書・予算書等のインターネットでの公開を開始(平成24年8月定例会議会～)
- ⑥インターネット録画配信の期間を1年から4年に変更(平成24年11月～)
- ⑦代表質問・一般質問において使用したパネルのホームページへの掲載  
(平成24年11月定例会議会～)
- ⑧総務・教育民生・産業生活・都市環境常任委員会の行政視察報告の掲載(平成24年度分～)
- ⑨議会ホームページのトップページのデザインを変更(平成25年6月)
- ⑩市議会交際費の支出状況の掲載(平成26年3月～)
- (5) 本会議のテレビ放送
- ①三重テレビ(地上波・生中継)で代表・一般質問を放送開始(平成10年3月定例会～)
- ②CTY(ケーブルテレビ・生中継)でも放送(平成10年6月定例会～)
- ③テレビ放送をCTYに一元化(平成16年6月定例会～)
- ④議場に固定カメラを設置(平成16年9月定例会～)
- ⑤地上デジタル化に伴いデジタル122chにて放送(平成23年6月定例会議会～)
- (6) 四日市市議会政治倫理要綱の制定 [平成10年3月]  
次のとおり一部改正(平成16年11月)
- ・政治倫理基準の一部見直し(不祥事一般を規定する項目の追加)
  - ・一定の場合に四日市市議会議員倫理検討調査会の設置を義務づけると共に、同調査会の職務及び権能を明確化
  - ・四日市市議会議員倫理検討調査会の調査結果の尊重義務を明記
- (7) 常任委員会の開催方法の変更(予算・決算常任委員会を除く) [平成13年3月定例会～]  
日程が許すかぎり、4委員会同時開催を1日2委員会開催に改善
- (8) 市議会情報化検討委員会 [平成13年度設置]  
議員全員に1台ずつパソコンが貸与されることになり、議会の情報化について検討を行う機関として設置。委員は各党派から1名ずつ選出(現在は設置されていない)
- (9) 議会録画映像の貸出
- ①代表・一般質問のビデオテープを貸し出し開始(平成13年6月～)
- ②貸出媒体をビデオテープからDVDに変更(平成22年6月～)
- ③本会議全ての録画映像を貸し出し開始(平成23年5月～)
- (10) 本会議、委員会のFM放送 [平成14年9月定例会～]  
代表・一般質問、委員会の中継を、FMよっかいち(76.8Mhz)で放送開始(平成18年度から休止)
- (11) 市議会モニターの設置 [平成16年11月～]  
四日市市市民自治基本条例(理念条例)制定の際、議会への市民参加の取り組みとして設置。従来の推薦に加え、公募による募集を開始(平成24年度～)

(12) 広報広聴委員会 [平成17年度～]

議会報編集のため設置した「議会報編集委員会」を、議会の広報および広聴活動全般について協議する機関として再編

(13) ジティ・ミーティングの開催 [平成18年度～]

議会が地域に出かけ、市民へ議会活動について説明・報告し市民の要望を把握する意見交換会の開催。より多くの方に参加してもらえるよう、手話通訳者を配置(平成22年度～)

(14) 傍聴手続きの簡素化

①本会議傍聴手続きにおける住所氏名の記入を廃止し、傍聴券の交付に変更  
(平成20年3月定例会～)

②委員会傍聴手続きにおける住所氏名の記入を廃止し、傍聴券の交付に変更  
(平成23年6月定例会～)

(15) 議会報告会の開催 [平成23年9月定例会～]

四日市市議会基本条例の三本柱の一つである「市民との情報共有」を進めるため、定例会議会ごとに議会が直接地域に出かけ、議案の審査における議論の経過や結果など、議会としての考え方を市民に報告する場として開始。第1部を議会報告会、第2部をシティ・ミーティングとして2部構成で実施

(16) 議案の表決の公表 [平成24年2月定例会～]

四日市市議会基本条例の三本柱の一つである「市民との情報共有」を推進するため、議員個人の表決及び討論等の内容を議会報に掲載し、ホームページにも議員個人の表決を掲載することとした。

(17) 手話通訳の実施 [平成24年11月定例会～]

より多くの方に議会の傍聴してもらうため、本会議・委員会等の会議において事前申し込み制による手話通訳を実施

(18) 議長の定例記者会見 [平成24年11月定例会～]

四日市市議会基本条例の三本柱の一つである「市民との情報共有」を推進するため、定例会議会終了後、各定例会議会の内容について議長による記者会見を行うこととした。

(19) 議会報告会、シティ・ミーティングにおける市民意見の

フィードバックについて [平成24年11月定例会～]

議会報告会、シティ・ミーティングにおける市民からの意見を、各常任委員会で整理し、議会運営委員会において議会として協議すべき意見と各常任委員会で協議すべき意見に分けた上で、それぞれ課題に対する調査・研究を行い、その結果を次回以降の議会報告会で報告、市議会ホームページへ掲載するなどして市民へフィードバックすることとした。

(20) 委員会のインターネット中継 [平成25年6月定例会～]

より開かれた議会のため、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4常任委員会について、USTREAMを利用したインターネット中継を開始

- ・ 予算、決算常任委員会の中継を開始(平成25年8月定例会～)
- ・ 広報広聴委員会の中継を開始(平成26年5月～)

(21) 議会の見える化検討会の設置 [平成26年度～]

本会議における議論を視覚的にわかりやすくし、また、議会意思の決定に係る状況を議会

みずから積極的に情報提供することで市民に開かれた議会とするため、議長の諮問機関として「議会の見える化検討会」を設置し、本会議場における大型スクリーン、採決表示システムの導入及びペーパーレス化を目指したタブレット端末の導入について、平成27年度の導入に向け検討を開始

### 3 議会事務局の体制整備

#### 【平成13年度】

議員提案案件の増に伴い事務局体制を整備。調査係を調査法制係へと組織変更（法制担当者1名配置）。

#### 【平成17年度】

調査法制係を、調査・情報収集・政策法務等を担当する「調査法制係」と、「議会報等市議会の広報広聴活動を担当する「広報広聴係」に再編。

#### 【平成25年度】

議会基本条例が施行されてから約2年が経過し、事務量の増大に対応するため調査法制係を1名増員。

### 4 所見

2014年6月16日の日経グローバルの「特集 議会改革度」において四日市市は、日本経済新聞社産業地域研究所が全国813市区議会を対象に実施した第3回議会改革度調査において、総合順位で堂々のトップに躍り出た。この調査は2010年・12年に続いて3回目となっており、主に情報公開・住民参加・議会運営の3分野に渡り調査。ちなみに本市は46位で政令指定都市としては堂々の3位に位置しており、決して悪い順位ではない。しかしながらこの度の視察を通じて、「なぜ四日市市がトップになったのか」を理解することにより、本市としても更なる改革を推し進めなければならないと実感したところである。ところで、これまで四日市市議会は、地方議会において自主的な改革を早くから着実に進めてきた。まずは平成12年5月に導入された正副議長選挙。同じ年度には「市政活性化推進等議員懇談会」を設置。これが5年後に「議員政策研究会」に発展している。またこの年には全国で初めてとなる議員発議による「市民自治基本条例」を制定した。ただ意外ではあるが「議会基本条例」の制定は平成23年3月定例会と決して早くはない。とは言え同市議会は、市民自治全体を見据える観点から議員発議による「自治基本条例」を先に制定するなど、段階を踏んで改革を進めてきたという独自性と、改革への強い信念が垣間見える。そして驕ることなく、他の先進議会を今なお参考にして、更なる議会改革を推し進めようとする意欲は目を見張るものがある。

新潟市議会が四日市市の様に改革を大胆に推し進めるには、「議会改革推進会議」における議員同士の更なる活発な議論が不可欠。中でも議員提案による条例制定など議会としての政策立案能力を今以上に図る必要があると考える。